

議員提出議案第2号

議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成17年3月11日

川崎市議会議長 坂本 茂 様

提出者	川崎市議会議員	長瀬 政 義
	”	雨 笠 裕 治
	”	平 子 瀧 夫
	”	竹 間 幸 一
	”	佐 藤 喜 美 子
	”	佐 藤 忠 次

議会議員の期末手当の特例に関する条例

平成17年6月から同年12月までの間における川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）第5条の2の規定により川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の適用を受ける職員の例により支給される議会議員の期末手当に係る同条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「加算した額」とあるのは、「加算した額からそれぞれの支給の月において議会議員が受けるべき報酬月額 $\frac{100}{10}$ に相当する額を減じた額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（議会議員の期末手当の特例に関する条例の廃止）

2 議会議員の期末手当の特例に関する条例（平成15年川崎市条例第45号）は、廃止する。

提 案 理 由

議会議員の期末手当について特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。